

研究所 月報 2021.12

雇用調整助成金

12月以降の特例措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために設けられている雇用調整助成金の特例措置について、雇用保険法施行規則が改正され、厚生労働省から正式に情報が公開されました。

■年内は従前の要件を適用

12月の特例措置の内容は、引上げられている助成金の1人1日あたりの上限額を原則的な措置では13,500円としつつ、業況特例・地域特例で15,000円とするものです。助成率は変わらず、実際には11月までの特例措置が12月まではそのまま適用される内容となっています。

■来年1月以降の変更予定

また、来年1月以降変更される予定の特例措置の内容も公表されています。新型コロナウイルスの感染者数は現時点では抑えられているものの、コロナ前の状況には戻っていない企業も多くあるかと思えます。雇用調整助成金を利用する際にも内容をしっかり確認して適正な手続きを進める必要があります。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円



健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、健康保険法等が改正されました。
この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

■改正のポイント

- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

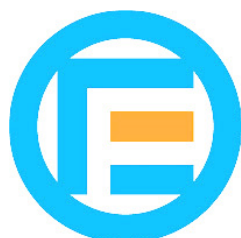
ひらたコラム

今度は羊毛フェルト、はじめました。

羊毛フェルトとは、モコモコの羊毛を重ねたものに、先に引っ掛かりのついた針で刺して繊維同士を絡めて固め、動物などの形を作っていくアートです。

前回の刺繍で学んだはずなのに、今回も最初のモチーフは三毛猫。しかもやっぱりリアル風に挑戦。そして苦節8時間、できたものがこれですが、独特の柄を表現できたのではないのでしょうか。これは羊毛フェルトの才能、あるんじゃない？

しかし、本猫は何だかムッスリしています。



発行／2021年11月30日 第115号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

